

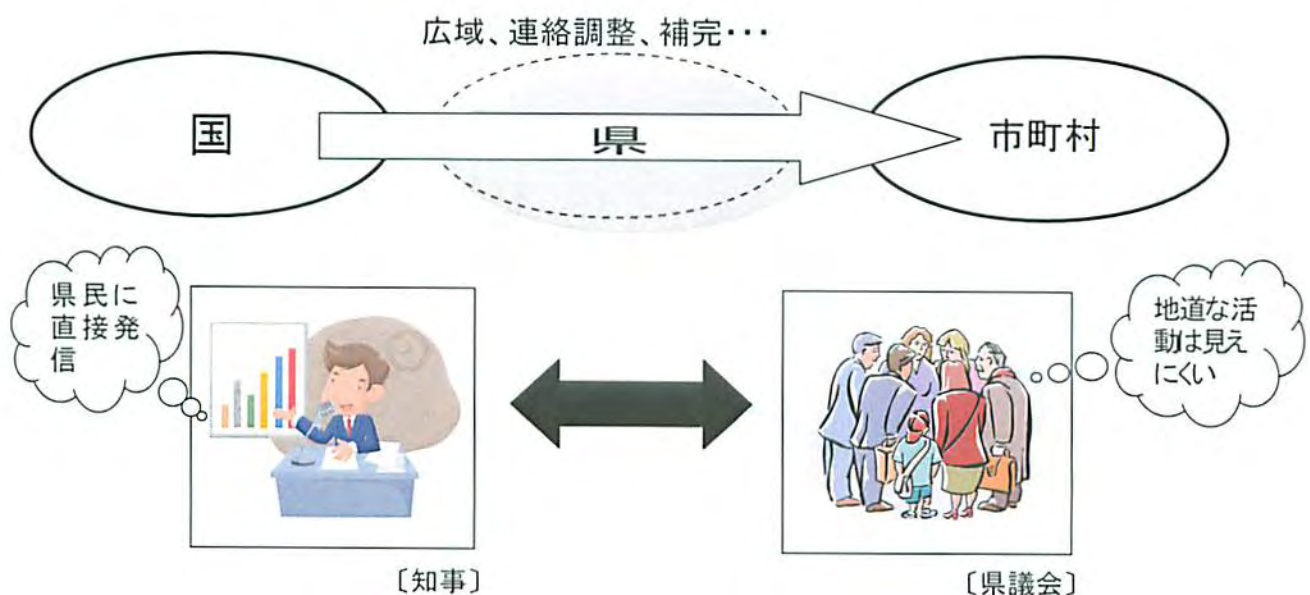
I. 議会基本条例の必要性

進まない議会の規定の整備

地方分権時代における議員や議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、多様な民意を吸収し、民意の調整結果を独自の政策提案として表明することなどにより、住民自治の充実強化を推進していくことが期待されていますが、議会に関する規定の整備は遅れています。

見えにくい県議会の活動

県は、市町村を包括する広域自治体として、広域にわたる業務、市町村に関する連絡調整に関する業務、規模や性質から市町村が処理することが適当でない業務を処理するという大切な役割を担っていますが、その役割が県民から見えにくく分かりづらいものとなっているという指摘もあります。



今、議会基本条例を制定し、県民に開かれ、充実した県議会を実現する必要があります！！

Ⅱ. 検討の経緯

神奈川県議会では、議会基本条例の制定の必要性を踏まえ、議会基本条例等調査特別委員会を平成20年2月26日に設置し、14回の委員会を開催し、委員間討議を行ってきました。

6月26日には骨子案を決定し、その後、県議会史上初めての議会版パブリック・コメントを実施し、県民の皆様の御意見をお聞きするとともに、非交渉団体、有識者等からも意見を伺いました。

これらの意見を踏まえてさらに委員会での討議を重ね、11月18日に条例案を決定し、12月18日の本会議で可決され、成立いたしました。

(議会基本条例等調査特別委員会における検討の経過)

月 日	会議等	概 要
平成20年 3月19日	第1回 委員会	・ 調査方法等について協議 ・ 条例制定の必要性及び他県等の事例について議会局から報告及び質疑 ・ 県外調査の協議・決定
4月10日	第2回 委員会	・ 他県等の議会基本条例について議会局から説明 ・ 条例に盛り込むべき内容の考え方について各会派から説明
4月22日	第3回 委員会	・ 条例に盛り込むべき項目等について委員間討議 (総則、議員に関する規定、議会に関する規定)
4月23日 ～25日	県外調査	[調査先] 4/23 北海道栗山町議会 4/24 岩手県議会 4/25 長野県議会
5月27日	第4回 委員会	・ 条例に盛り込むべき項目等について委員間討議 (県民との関係、知事等との関係、議会の機能の強化、議会改革の推進、政治倫理、補則)
6月13日	第5回 委員会	・ 各会派から提出された条例骨子案について委員間討議
6月26日	第6回 委員会	・ 正副委員長から提示された条例骨子案について委員間討議 ・ 条例骨子案の決定 ・ 非交渉団体からの意見聴取の決定 ・ 参考人(学識経験者)の招致決定 ・ 県民からの参考意見集約の実施の決定
7月3日 ～ 8月1日	県民参考 意見集約	・ 県議会ホームページで条例骨子案について県民参考意見の募集
7月9日	第7回 委員会	・ 非交渉団体からの意見聴取
8月11日	第8回 委員会	・ 県民からの参考意見集約の結果について議会局から報告
8月21日	第9回 委員会	・ 参考人(学識経験者)からの意見聴取 ・ 自治基本条例等関連部局からの意見聴取
9月10日	第10回 委員会	・ 条例素案の検討
9月29日	第11回 委員会	・ 条例素案の検討
11月5日	第12回 委員会	・ 条例素案の検討・決定
11月18日	第13回 委員会	・ 条例案の検討・決定
12月3日	第14回 委員会	・ 条例にかかる今後の運用等について検討

Ⅲ. 条例の構成

条例の構成と考え方

前 文 【P 5】

これまでの県議会の取組や県議会の決意、県議会が目指すこと等について記述しています。

第1章 総則 【P 6】

条例の目的、今後の県議会の取組方針を示す基本理念について定めています。

第2章 議員 【P 7】

議員の使命、役割等について定めています。民意は議員を通じて県議会に反映されるため、「県議会」の章の前に配置しました。

第3章 県議会 【P 8】

県議会の使命や役割、県議会の運営、県議会の機能強化等について定めています。

第4章 県民と県議会 【P 9】

県民と県議会について定めています。県民のための県議会であることを明確に示すため、独立の章立てとしました。

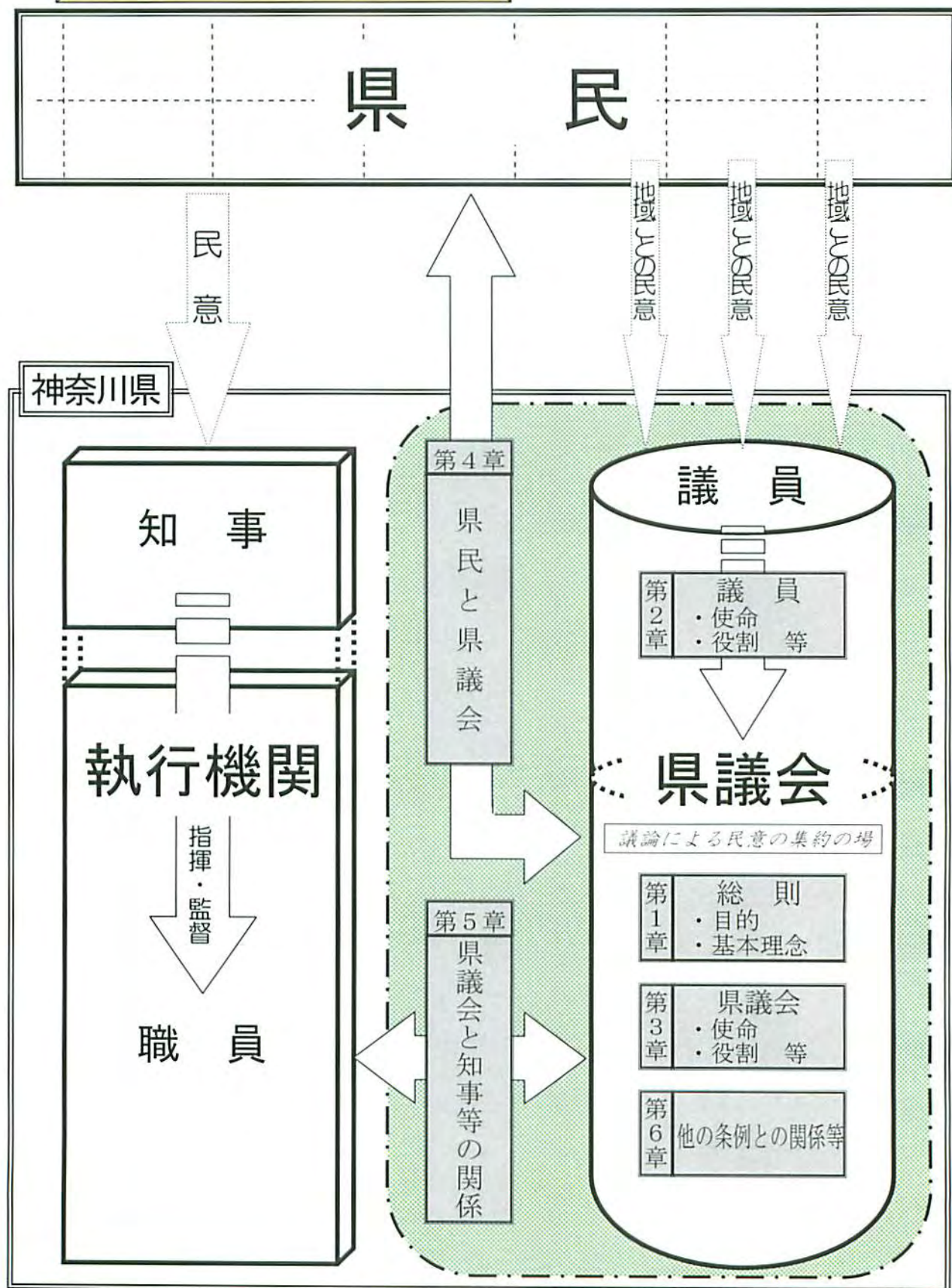
第5章 県議会と知事等の関係 【P10】

県議会と知事等との関係について定めています。二代表制の重要性に鑑み、独立の章立てとしました。

第6章 他の条例との関係等 【P11】

他の県議会に関する条例との関係等について定めています。

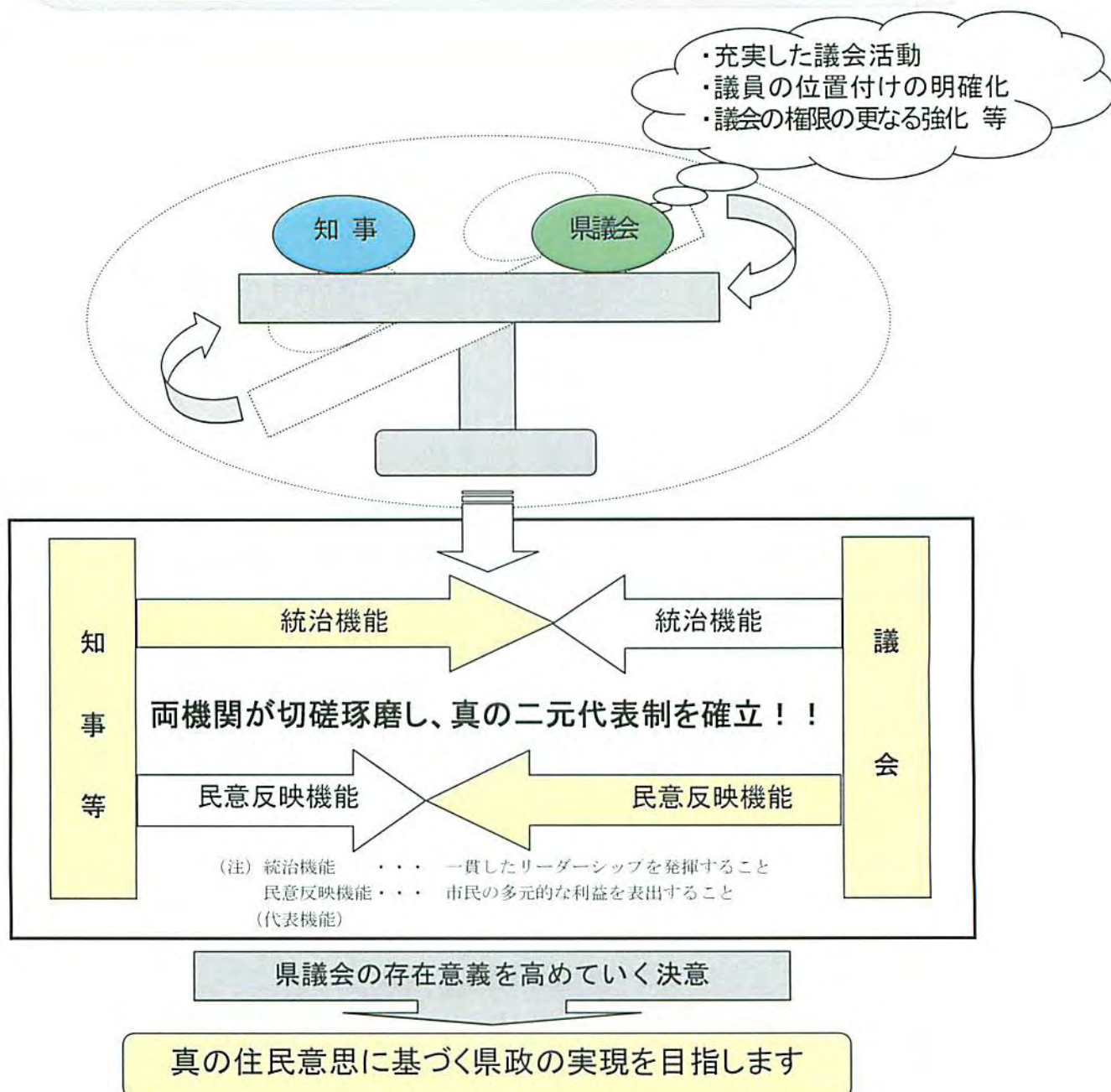
条例の構成イメージ図



IV. 条例の説明

前 文

県議会が、真の二元代表制を確立することの重要性を認識し、そのために必要な県議会の取組を明らかにすることを通じて、県議会の意義を高めていくという決意を述べるとともに、こうした決意を踏まえ、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すこと、そのためにこの条例を制定することを述べています。



第1章 総則

「第1章 総則」では、目的及び基本理念について定めています。

「目的」では、県民に関われ、充実した県議会の実現を図り、もって、県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川の実現を目指すことを、また、「基本理念」では、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組んでいくことを定めています。

直接の目的

県民に関われ、
充実した
県議会の実現



究極の目的

県民の豊かな生活、
より良い明日の神奈川
の実現

今
後
の
取
組
方
針



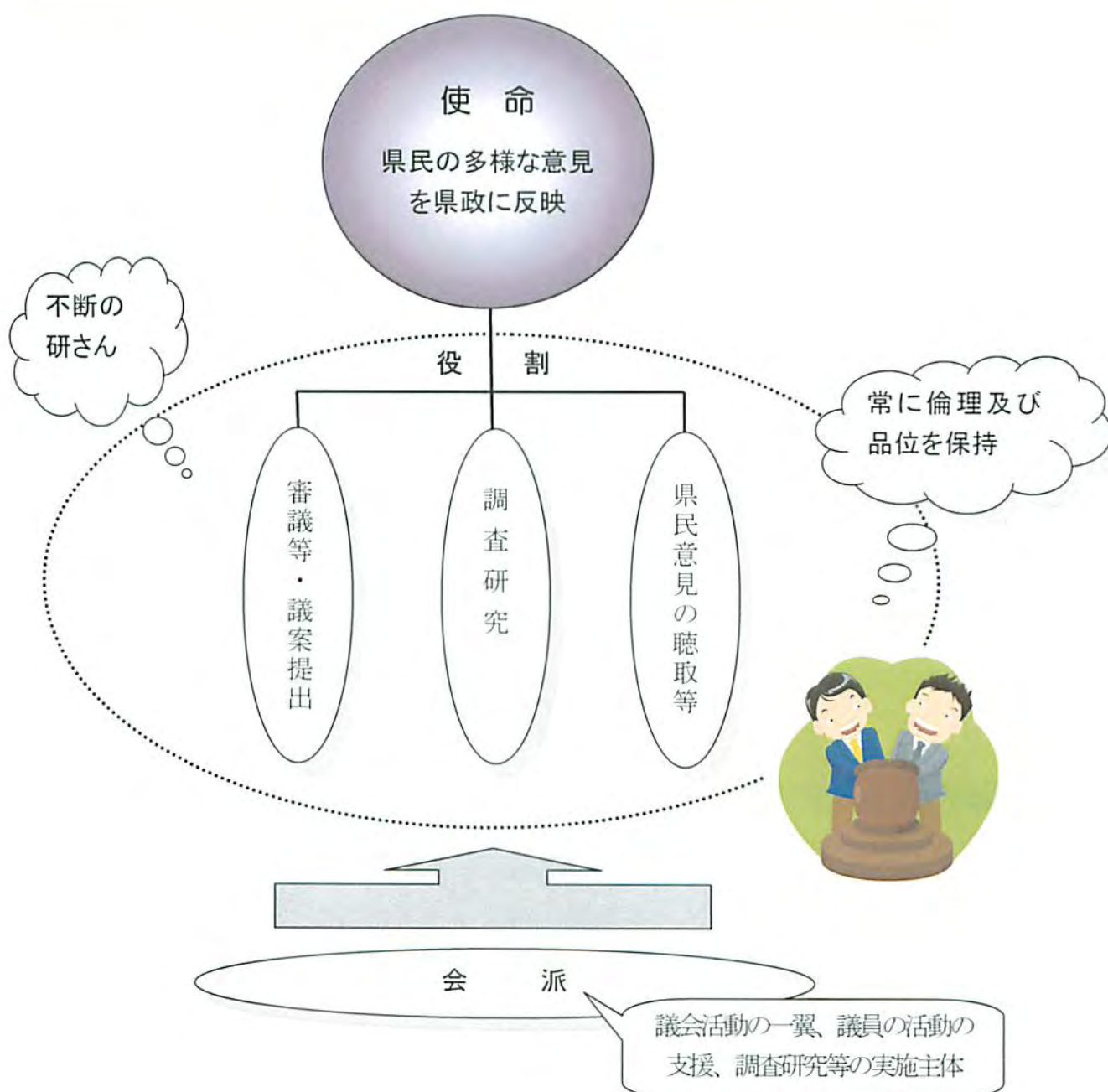
Ⅳ. 条例の説明

第2章 議員

「第2章 議員」では、議員の使命と役割、会派、倫理等の保持について定めています。

議員の権利や義務については地方自治法に規定されているところですが、議員の活動の本質等について、十分に理解することは困難です。

そこで、本章では、議員の使命、役割等を県民に明らかにしています。

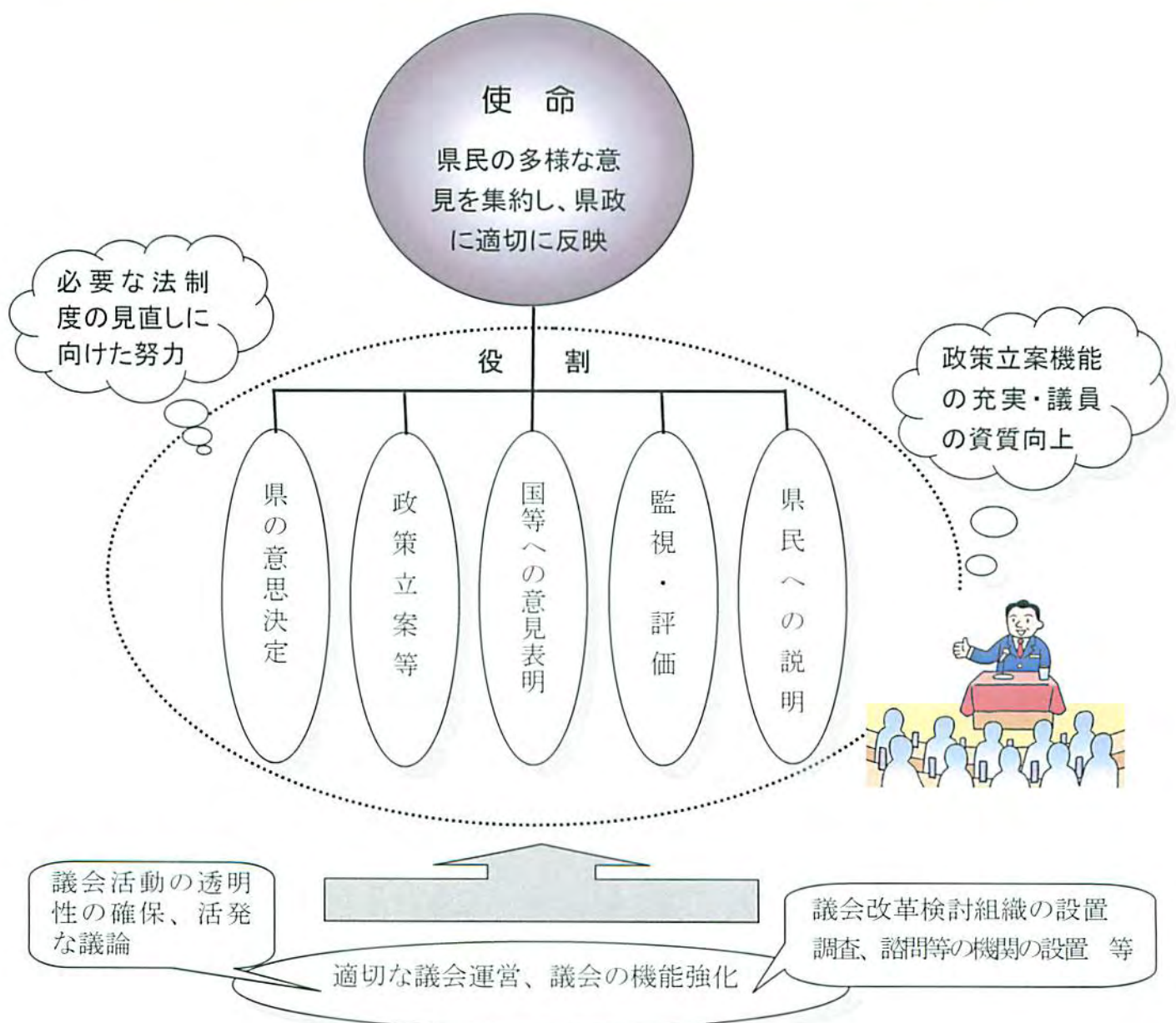


第3章 県議会

「第3章 県議会」では、県議会の使命と役割、県議会の運営、機能強化等について定めています。

議員と同様、議会の活動等についても十分な法的整備がなされていない現状があります。

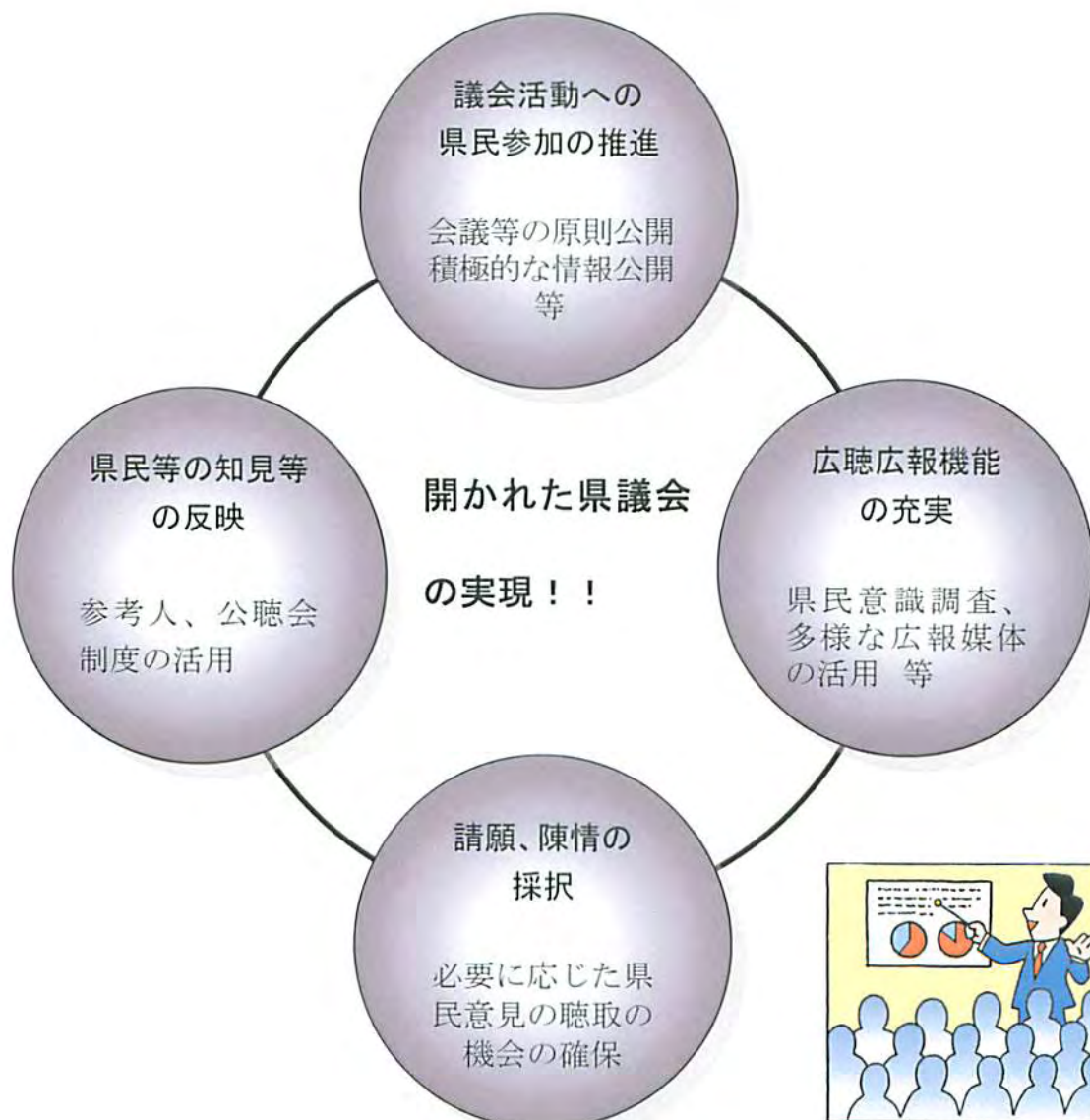
そこで、本章では、県議会の使命、役割等を県民に明らかにしています。



IV. 条例の説明

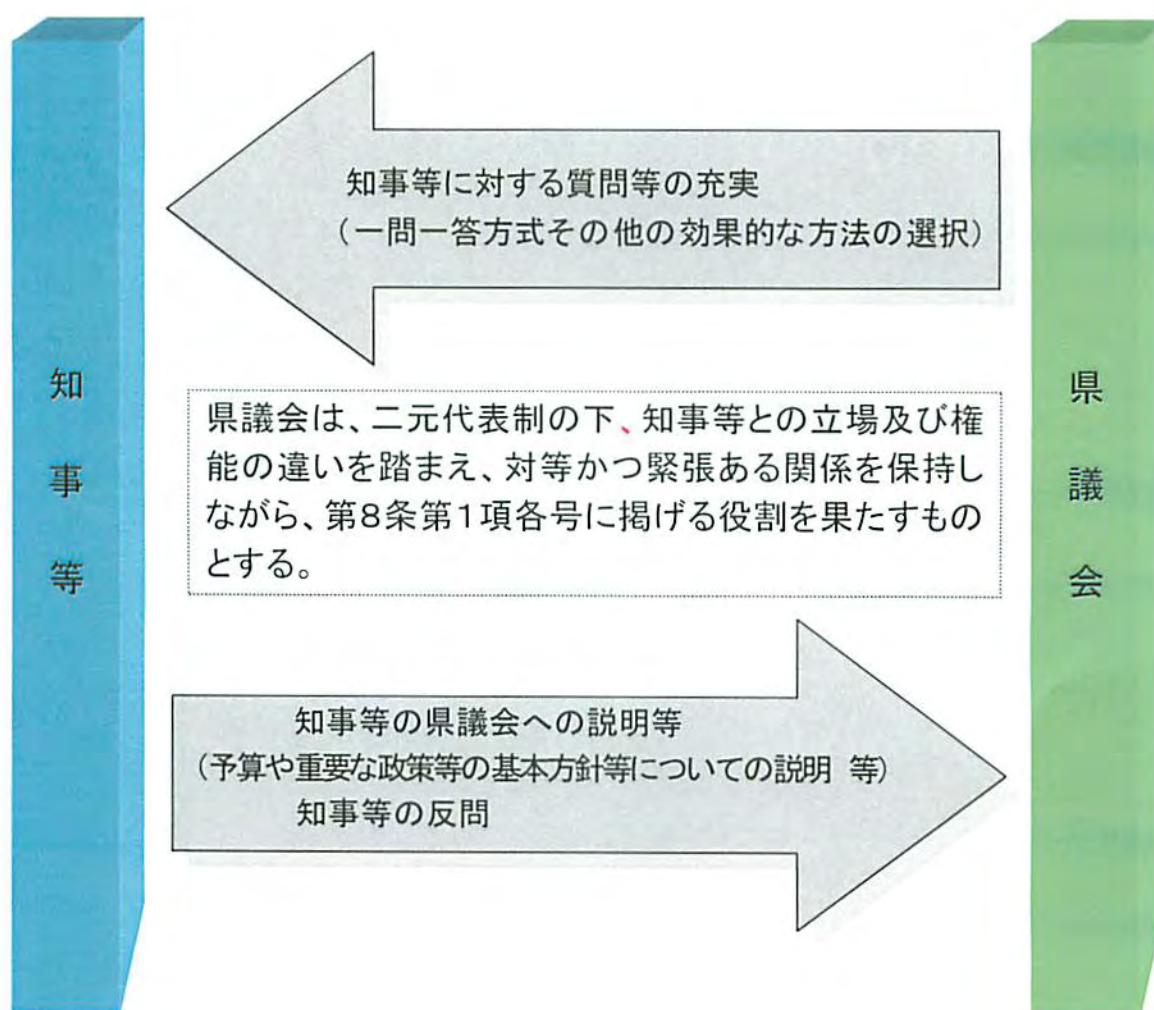
第4章 県民と県議会

「第4章 県民と県議会」では、本条例の目的の一つである「県民に開かれた県議会」を実現するため、議会活動への県民参加の推進、参考人や公聴会制度の活用、請願・陳情、広聴広報機能の充実について定めています。



第5章 県議会と知事等の関係

「第5章 県議会と知事等の関係」では、県議会と知事等との基本的な関係、質問等の充実、予算や重要な政策等に係る県議会への説明、議員の質問等に対する知事等の反問について定めています。



IV. 条例の説明

第6章 他の条例との関係等

「第6章 他の条例との関係等」では、他の県議会条例の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分尊重すること、議員定数等県議会に関する条例については、別に条例で定めること、また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

神奈川県議会基本条例



条例間に優劣はないが、尊重する旨規定

議員定数に関する条例

定例会に関する条例

委員会に関する条例

政務調査費に関する条例

議会図書室に関する条例

議員報酬に関する条例

議会の議決に付すべき事件に関する条例

...



議会基本条例は、基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する個別具体的な事項については、別に条例で定める旨規定しています。